内閣府

政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当) 御中

一般社団法人 全国銀行協会 社団法人 全国地方銀行協会 社団法人 信託協会 社団法人 第二地方銀行協会 社団法人 全国信用金庫協会 社団法人 全国信用組合中央協会 農 林 中 央 金 庫 (JAバンク・JFマリンバンク)

「『新しい公共』による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について (主査提案)」に対する意見の提出について

平成23年5月21日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別添のとおり取りまとめ、提出いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以 上

平成23年5月30日

「『新しい公共』による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(主査提案)」に対する意見

一般社団法人 全国銀行協会 社団法人 全国地方銀行協会 社団法人 信託協会 社団法人 第二地方銀行協会 社団法人 全国信用金庫協会 社団法人 全国信用組合中央協会 農 林 中 央 金 庫 (JAバンク・JFマリンバンク)

本年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の大震災であり、被災された皆さまに謹んでお見舞い申しあげます。我々預金取扱金融機関(以下、「金融機関」という。)としても、一刻も早い復旧・復興を祈念してやまず、各行・各団体の判断で、相応の義援金の拠出等も実施しているほか、被災地における金融の円滑化に資するよう、様々な方策を行っているところであります。

このように、被災者支援活動の重要性は十分認識しておりますが、今回公表された標記提案中の「(3) 休眠口座基金の創設と復興支援のための同基金の活用」(7頁)において、「長期に渡って取引のない休眠口座を一括して管理する基金を創設し、同基金を活用してNPO等の支援や社会事業等の助成等を行うことについて検討する」としている点については、具体的なスキームが明示されておらず、確たる判断は難しい状況ですが、下記のとおり、理念的、実務的に多くの問題を抱えており、その解決が図られない限り、休眠口座の活用は好ましくないと考えております。

記

1. 理念的な観点からの問題

そもそも、預貯金は、お客さまから払戻し請求があれば、速やかに支払う性質のものです。金融機関では、払戻し請求に備え、事務面・システム面の体制を維持・整備し、預貯金の管理を行っております。現状、標記提案における「『休眠口座基金』の活用」に関する具体的なスキームは明らかではありませんが、仮に、預貯金を金融機関から同基金へ移管のうえ、NPO等の支援や社会事業等の助成等に分配する仕組みであるとすると、当該移管は事実上「預貯金者の預貯金元本部分」を本人に無断で第三者が利用することとなるため、理念

上問題があるものと考えます。即ち、金融機関の預貯金は預貯金者に帰属するもので、そもそも預貯金者の同意なく金融機関の外部に流出させることは、預貯金の払戻確実性・信頼性という預貯金契約の根本、ひいては金融システムへの信頼性にかかわる問題であり、まず第一に、預貯金者さらには国民全体における慎重な合意形成がなくてはなりません。

2. 実務的な観点からの困難性

預貯金を金融機関から移管する仕組みを前提とすると、移管後の預貯金口座やデータの管理を誰がどのように行うのか、コスト負担はどうするのかについて問題が生じます。また、移管後の債権債務関係や時効などわが国の現行法制との整合性や、移管により休眠口座の払戻しに際し預貯金者の利便性が大きく低下するなど実務的なフィージビリティについても多くの問題があります。さらに、移管後に預貯金者からの払戻請求が当初の想定以上に発生した場合の損失を誰が負担するのかとの問題もあり、これらの問題に対する十分な整理と関係者の納得なくして、拙速に結論をだすことは避けるべきであります。

なお、標記提案に先立って開催された「新しい公共」推進会議の第5回会合 (4月8日)に提出された「『休眠預金を活用した東北復興構想(案)』中間報告書」には、「銀行に眠る国民の預金は10年経つと自動的に銀行の利益となる」との記述が見受けられます。確かに、金融機関においては一定期間払戻しのない預貯金を利益計上していますが、これは、あくまでも会計上・税務上の要請にもとづく適切な決算処理のためであり、金融機関は、お客さまから払戻し請求を受ければ、預貯金通帳等とお取引印を確認のうえ、いつでも預貯金の払戻しを行っております。また、その管理コストや事務面の負担も行っていることを併せて申し添えます。

以 上